

千葉市科学館設置管理条例

平成18年9月21日
条例第44号

(設置)

第1条 本市は、科学に関する知識の普及及び啓発並びに青少年の創造力のかん養を図り、市民文化の発展に寄与するため、次のとおり千葉市科学館（以下「科学館」という。）を設置する。

名 称	位 置
千葉市科学館	千葉市中央区中央4丁目5番1号

(施設)

第2条 科学館の施設は、常設展示室、企画展示室及びプラネタリウム室とする。

(事業)

第3条 科学館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 科学に関する資料、装置その他の展示品に関すること。
- (2) 展示品に関する解説及び科学に関する実習、実験等の実施に関すること。
- (3) 科学に関する講座、行事等の開催に関すること。
- (4) 科学に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) プラネタリウムによる天体運行等の投影に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、科学館の設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 科学館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 第8条の規定による入館の制限等に関する業務
- (3) 科学館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、千葉市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める業務

(休館日)

第6条 科学館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が科学館の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

- (1) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
- (2) 科学館の施設の保守点検に要する日として委員会が別に定める日
- 2 指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、前項各号に規定する休館日に開館することができる。

(開館時間)

第7条 科学館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、プラネタリウム室の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定は、開館時間の変更について準用する。
- 3 指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、開館時間以外の時間に開館するこ

とができる。

(入館の制限等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 科学館の施設、設備等又は展示品を汚損し、又は破損するおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、科学館の管理上支障があると認められる者

(利用料金)

第9条 常設展示、企画展示及びプラネタリウムの投影を観覧しようとする者並びに附帯施設を利用しようとする者は、指定管理者に対し、その観覧及び利用に係る利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、委員会規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第11条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、委員会規則で定める場合その他指定管理者が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者の指定の手続等)

第12条 委員会は、指定管理者の指定をしようとする場合は、委員会規則で定めるところにより、公募するものとする。ただし、緊急の必要により公募することができないときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。
- 3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)は、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。
- 4 委員会は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、科学館を最も適切に管理できると認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。
 - (1) 市民の平等な利用を確保するものであること。
 - (2) 科学館の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。
 - (3) 科学館の管理を安定して行う能力を有すること。
 - (4) 科学館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が定める基準
- 5 委員会は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、委員会規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続に関し必要な事項は、委員会

規則で定める。

(管理の基準)

第13条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則又は委員会規則その他委員会の定めるところに従い、科学館の管理を行わなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、科学館の管理に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第12条の規定は、公布の日から施行する。

別表

1 展示の観覧に係る利用料金

区 分	常 設 展 示 (1人1回につき)		企 画 展 示 (1人1回につき)
	個 人	団 体 (30人 以上の場合)	
一般	600円	480円	常設展示の額の3倍
高校生	300円	240円	を超えない額
小学生・中学生	100円	80円	

備考 「一般」とは、18歳以上の者(高校生を除く。)をいう。次項において同じ。

2 プラネタリウムの投影の観覧に係る利用料金

区 分	一 般 投 影 (1人1回につき)		特 別 投 影 (1人1回につき)
	個 人	団 体 (30人 以上の場合)	
一般	600円	480円	一般投影の額の3倍を超えない額
高校生	300円	240円	
小学生・中学生	100円	80円	

3 附帯施設の利用に係る利用料金

区 分	単 位	金 額 (1日1回につき)
バス駐車場	1台につき	2,100円

備考 バスとは、人の運送の用に供する自動車のうち委員会規則で定めるものをいう。